

別表（第2条関係）

事業番号	事業名及び目的	事業実施主体	採択基準	補助金交付の対象となる経費 (施設等区分) [事業内容]	補助率	重要な変更		事業年度
						事業実施計画	補助金交付申請	
1	農業生産資材効率化事業  農業用生産資材の効率的かつ安全な利用促進を図る。	福岡県農業生産資材協会	農業生産資材に関する事業の推進を図り、県農業の健全な発展と安全・安心な農産物の生産に寄与すること。	福岡県農業生産資材協会が行う農業用生産資材の効率的かつ安全な利用促進を図る事業  (対象経費) 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金、公課費	1/2 以内	事業費の30%を超える増減	補助金額の変更	令和3年度～令和8年度
2	強い園芸農業づくり対策事業  新規就農者の育成・確保を図るため、就農から定着までの一貫した就農支援体制の整備を行い、円滑な就農を促進する。	公益財団法人福岡県農業振興推進機構	将来効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるような農業者を育成するための会議を開催すること。	1 就農相談活動の実施 2 就農促進会議等の開催 3 青年等就農計画制度の定着推進  (対象経費) 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	定額	事業費の30%を超える増減	補助金額の変更	令和3年度～令和8年度

3	<p>福岡県農業青年クラブ連絡協議会研修事業</p> <p>農業青年の自主的活動を促進し、将来リーダーとなる青年の資質向上を図る。</p>	福岡県農業青年クラブ連絡協議会	<p>1 農業青年の資質向上につながる会議、研修会であること。</p> <p>2 リーダーとしての資質向上や仲間作りが出来る、九州・全国の農業青年組織の会議、研修会へ参加すること。</p>	<p>「福岡県農業青年クラブ連絡協議会」の活動促進</p> <p>1 会議・研修会の開催</p> <p>2 九州・全国の農業青年組織等が実施する会議・研修会への参加</p> <p>3 九州・全国協議会負担等</p> <p>(対象経費) 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料</p>	1/2 以内	事業費の30%を超える増減	補助金額の変更	令和4年度～令和8年度
4	<p>農業青年経営力強化事業</p> <p>農業青年が行う先進的農業経営に対する調査を支援し、組織的な農業経営力の強化、国際競争力の向上を図る。</p>	福岡県農業青年クラブ連絡協議会	<p>1 農業経営力の強化、国際競争力の向上のための事例調査を行うこと。</p> <p>2 農業青年組織による調査結果検討会を行うこと。</p>	<p>先進的農業経営事例の調査、結果検討会等の開催</p> <p>(対象経費) 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料</p>	定額	事業費の30%を超える増減	補助金額の変更	令和4年度～令和8年度

5	<p>女性農林漁業者の起業活動支援事業（商品開発等支援事業）</p> <p>起業者間でのコラボ商品や新メニュー開発等（以下、「商品開発等」という。）を支援することにより女性農林漁業者の起業活動を促進する。</p>	女性農林漁業者組織	商品開発等への意欲が認められ、事業内容が女性農林漁業者の起業活動支援に資することが認められること。	<p>商品開発等に関する成功事例の調査・研究 商品開発等に関する研究会の開催</p> <p>（対象経費） 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料</p>	1/2 以内	事業費の30%を超える増減	補助金額の変更	令和2年度～令和8年度
6	データ駆動型農業の実践・展開支援事業	農業者又は農業者の組織する団体及び都道府県を必須構成員とする協議会	産地としてのデータ活用の取組体制の構築や農業者の技術習得に向けた取組を行うこと。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 推進会議の開催</li> <li>2 データ収集・分析機器の活用の検証</li> <li>3 検証の成果等の普及・情報発信</li> </ol> <p>（対象経費） 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>定額（2の取組のうち、下記に掲げるもの以外へのリース導入については1/2 以内）</p> <p>温度、CO<sub>2</sub>、湿度等の複数の環境の制御を行うためのセンサー類、モニタリング装置等</p>	事業費の30%を超える増減	補助金額の変更	令和4年度～令和8年度

7	<p>女性認定農業者育成事業（新品目導入支援事業）</p> <p>新品目導入を支援することにより、女性の認定農業者を育成する。</p>	<p>女性農業者</p>	<p>1 当該年度又は翌年度に認定農業者になること。</p> <p>2 事業計画が審査会において認められたものであること。</p>	<p>新たな生産品目を導入するための施設、作業機械、資材を整備するための経費</p> <p>（対象経費）          需用費、役務費、工事請負費、原材料費、備品購入費、使用料及び賃借料</p>	<p>1/2 以内（補助金額の上限は、1,000 千円／事業実施主体）</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p>	<p>補助金額の変更</p>	<p>令和4年度～令和8年度</p>
8	<p>北海道と連携した外国人材派遣支援事業</p> <p>北海道のJA等や受入地域との調整や受入地域での住宅確保等を支援することにより外国人材の派遣体制を構築する。</p>	<p>1 農業協同組合連合会</p> <p>2 農業協同組合、農業協同組合で構成する協議会</p>	<p>1 北海道等での外国人材の募集、選定、派遣業者との調整等を行うこと。</p> <p>2 各地域で住宅確保等、受入れ体制の整備を行うこと。</p>	<p>1 県内で外国人材の派遣体制を構築するための経費</p> <p>（対象経費）          給料、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料</p> <p>2 各地域で外国人材を受入れる体制を整備するための経費</p> <p>（対象経費）          給料、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>1 1/2 以内（補助金額の上限1,580 千円／事業実施主体）</p> <p>2 1/2 以内（補助金額の上限1,000 千円／事業実施主体）</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p>	<p>補助金額の変更</p>	<p>令和6年度～令和8年度</p>

9	<p>農業分野における障がい者直接雇用推進事業</p> <p>障がい者の直接雇用に向けた環境づくりを推進する。</p>	<p>障がいのある方の直接雇用の実証に取り組む農業経営体</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>1 障がい者雇用計画（仕事内容、指導体制等）を策定すること。</p> <p>2 障がい者を直接雇用すること（事業実施の翌年度も直接雇用を継続）。</p>	<p>1 労働衛生に配慮した作業環境の改善、簡便な農機具の購入に要する経費</p> <p>（対象経費）          役務費、工事請負費、原材料費、農機具購入費、消耗品費</p> <p>2 社会保険労務士等の専門家の派遣に要する経費</p> <p>（対象経費）          報償費、旅費</p>	<p>1/2 以内          （補助金額の上限          1,000 千円／事業実施主体）</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p>	<p>補助金額の変更</p>	<p>令和7年度～令和9年度</p>
---	---	----------------------------------	--	--	---	----------------------	----------------	--------------------

注1：重要な変更の欄に掲げる内容は、第4条第3項に定める「事業の実施計画の重要な変更」である。

注2：事業実施主体の欄の「女性農林漁業者組織」は、組織の役員が過半数が女性であること（株式会社にあつては役員が過半数が女性であること。旧有限会社にあつては取締役が過半数が女性であること。合名会社にあつては社員が過半数が女性であること。農事組合法人にあつては理事が過半数が女性であること。農林漁業者の組織する団体にあつては構成員が過半数が女性であること。）。